

越谷市告示第 417 号

越谷市公契約条例（平成 28 年条例第 51 号）第 6 条第 1 項の規定により令和 3 年度労働報酬下限額を定めたので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 11 月 24 日

越谷市長 高 橋 努

業務の委託に関する契約及び指定管理協定（越谷市公契約条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する対象委託契約）に係る労働報酬下限額
987 円（1 時間当たり）